

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	肝炎ウイルス検診票及び健康診査票（30歳及び35歳用）の印字封入封緘業務の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	健康診査（成人健康診査）
担当課	健康推進課
目的	「区民の健康の保持及び増進」を的確かつ迅速に行う。
対象者	<p>1 肝炎ウイルス検診票 40歳以上74歳以下の区民のうち、次に掲げる条件を満たす者</p> <p>① 新宿区国民健康保険に加入していないこと。 ② 生活保護を受給していないこと。 ③ 肝炎ウイルス検診の受診歴がないこと。</p> <p>2 健康診査票（30歳及び35歳用） 30歳及び35歳の区民</p>
事業内容	<p>1 肝炎ウイルス検診について 【現行】及び【今後の方針】 「社会保険等加入者に対する肝炎ウイルス検診（単独）に係る業務の委託について」事業内容のとおり 【印字封入封緘業務】 現行の40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者に対する肝炎ウイルス検診は、委託医療機関、保健センター及び区民健康センターに備付けの検診票を利用して実施している。 今後、委託医療機関において肝炎ウイルス検診単独受診可能となる社会保険等加入者に対しては、区が事前に対象者あて発送する肝炎ウイルス検診票を持参した上での受診となる。 厚生労働省推奨の受診勧奨業務として対象者への肝炎ウイルス検診票の一斉発送を行うにあたり、受診勧奨数は、14,500人程度と見込まれ、大量の印字封入封緘業務を行う必要がある。よって、肝炎ウイルス検診票に係る印字封入封緘業務を新たに委託する。</p> <p>2 健康診査（30歳及び35歳）について 【現行】 16歳から39歳までの健康診査は、保健センター及び区民健康センターにおいて行っている。 【今後の方針】 平成25年度以降、保健センターにおける健診業務の廃止により、上記健康診査は、健康推進課所管事業となり、区民健康センターのほか、委託医療機関でも受診可能となる。 39歳以下の健康診査は、厚生労働省による「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」より、40歳以上の者の生活習慣病の発症を防止する上で有効なものであると考えられている。健康推進課においては、30代の内から健康に関する普及啓発を図り、40代以降の定期的な健康診査受診の意識づけを行うことを目的に、上記資料にて節目健診年齢として推奨例示されている30歳及び35歳を対象として、健康診査票一斉発送方式による受診勧奨を行うこととする。 【印字封入封緘業務】 従来から健康推進課では、約13万件程度の健康診査票及びがん検診票の対象者あての一斉発送において印字封入封緘業務を委託しており、この方式を利用し、新たに上記の30歳及び35歳の対象者あてに健康診査票の一斉発送を実施する。 新たな受診勧奨数は、15,500人程度と見込まれ、大量処理する必要がある。よって、健康診査票に係る印字封入封緘業務を新たに業務委託する。</p> <p>（対象者数）</p> <p>1 肝炎ウイルス検診 14,500人程度</p> <p>2 健康診査（30歳、35歳） 15,500人程度</p>

件名 肝炎ウイルス検診票及び健康診査票(30歳及び35歳用)の印字封入封緘業務の委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	健康診査(成人健康診査)
委託先	現時点では未定 (入札により選定した業者に委託する予定である。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 肝炎ウイルス検診及び健康診査 【前頁対象者欄に該当する者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名(漢字)、生年月日、性別、受診番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体及び紙
委託理由	1 肝炎ウイルス検診 平成23年度の厚生労働省による肝炎ウイルス検診要綱の改定により、40歳以上5歳刻みの年齢の区民に対する受診勧奨業務を努力義務として明記されたことに基づき、平成25年度以降は、社会保険等加入者の委託医療機関における単独受診を可能とする方針をとった上で、肝炎ウイルス検診票の一斉発送方式による受診勧奨を行う。当該受診勧奨処理は、大量処理となることが見込まれるため、迅速かつ的確に行うよう、印字封入封緘業務を委託する。 2 健康診査 平成25年度以降、16歳以上39歳以下の健康診査は、30代から健康に関する普及啓発を行い、健康診査の意識づけを行う方針に基づき、30歳及び35歳の対象者に対し、健康診査票の一斉発送方式による受診勧奨を行う。当該受診勧奨処理は、大量処理となることが見込まれるため、迅速かつ的確に行うよう、印字封入封緘業務を委託する。
委託の内容	1 区が提供する上記情報項目を記録した「電磁的媒体」に基づき、上記情報項目を肝炎ウイルス検診票及び健康診査票に印字する。 2 1により印字した肝炎ウイルス検診票及び健康診査票及び他の封入物を封入封緘して、一斉発送を行う。
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 仕様書に、上記「電磁的媒体及び紙」について、受渡し時期、返却時期及びその方法、管理方法、使用者の範囲の指定及び保管場所の施錠に係る内容を明記する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された「電磁的媒体」は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。